

鹿 児 島 県 公 報

令和3年3月30日（火）第195号の16



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（※）（環境保全課取扱い） 1

規 則

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第34号

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県公害防止条例施行規則（昭和47年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「有機リン化合物」を「有機^{りん}化合物」に改め、同項に次の21号を加える。

- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1・2-ジクロロエタン
- (14) 1・1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1・2-ジクロロエチレン
- (16) 1・1・1-トリクロロエタン
- (17) 1・1・2-トリクロロエタン
- (18) 1・3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- (20) 2-クロロ-4・6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
- (21) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) 弗素^{ふつ}及びその化合物
- (26) アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) 塩化ビニルモノマー
- (28) 1・4-ジオキサン

第4条第5号中「フェノール類含有量」を「フェノール類含有量」に改め、同条第11号中「^{ふつ}弗素含有量」を「大腸菌群数」に改め、同条第12号を次のように改める。

- (12) 窒素又は^{りん}磷の含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府，通商産業省

令第 2 号) 第 1 条の 3 に規定する場合に限る。)

第 20 条第 1 項第 1 号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

別表第 1 中「いおう化合物」を「硫黄化合物」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第 7 の 1 の項(1)の備考 1 中「表わす」を「表す」に改め、同項(1)の備考 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「K2541」を「K2541-1 から K2541-7 まで」に、「Z8762 若しくは規格 Z8763」を「Z8762-1 から Z8762-4 まで」に改め、同項(2)の備考 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表 2 の項を次のように改める。

2 汚水に係る規制基準

汚水に係る規制基準は、有害物質による排出水の汚染状態については付表第 1 の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については付表第 2 の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

付表第 1

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機リン化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1・2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1・1・1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1・1・2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1・3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム
弗素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつき弗素 8 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつき弗素 15 ミリグラム

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1・4－ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

備考

- この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）に規定する方法により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、排水基準告示に規定する方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

付表第2

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位1リットルにつきミリグラム）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位1リットルにつきミリグラム）	30
フェノール類含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	5
銅含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	3
亜鉛含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	2
溶解性鉄含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	10
溶解性マンガン含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	10
クロム含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	2
大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）	日間平均3,000
窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	120（日間平均60）
リン含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	16（日間平均8）

備考

- この表に掲げる排水基準は、排水基準告示に規定する方法により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。

- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場等に係る排水水については、適用しない。
- 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 5 窒素含有量についての排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2備考6の規定に基づき環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 6 燐含有量についての排水基準は、排水基準を定める省令別表第2備考7の規定に基づき環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

別表第7の3の項の表中「一に」を「いずれかに」に改め、別表第7の5の項の表備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「累積度数曲線の中央値」を「90パーセントレンジの上端の数値」に、「累計度数曲線の中央値」を「90パーセントレンジの上端の数値」に改め、同表備考5中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改め、別表第7の6の項の表備考1中「準住居地域」の次に「田園住居地域」を加え、同表備考7中「当該各号ごと」を「それぞれ当該各号」に、「一に」を「いずれかに」に、「場合にあつては、当該各号」を「ときは、当該項目」に、「昭和40年通商産業省令第51号」を「平成7年通商産業省令第77号」に、「変電の」を「変更の」に改め、別表第7の7の項の表備考4を次のように改める。

4 騒音の測定方法は、別表第7の5の備考3に定めるところによる。

別表第7の7の項の表備考5中「測定は」を「測定点は」に改める。

別記第1号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「大気汚染関係特定施設」を「ばい煙に係る特定施設」に、「ばい煙等」を「ばい煙」に改め、同様式備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考4を削り、同様式別紙1備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「縮少した」を「縮小した」に改める。

別記第2号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考4を削り、同様式別紙1備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「縮少した」を「縮小した」に改める。

別記第3号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考4を削る。

別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考4を削る。

別記第5号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考4を削る。

別記第6号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考1中「項番号及び」を削り、同様式備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考5を削る。

別記第7号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考5を削る。

別記第8号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考1中「名称」を「施設名」に改め、同様式備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考5を削る。

別記第9号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考5を削る。

別記第10号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考5を削る。

別記第11号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考1中「施設の名称」を「施設名」に改め、同様式備考5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考6を削る。

別記第12号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考5を削る。

別記第13号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考6を削る。

別記第14号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考5を次のように改める。

5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別記第15号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考6を削る。

別記第17号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考を削る。

別記第19号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

別記第20号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

別記第21号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

別記第22号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式備考6を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。